

第242回岡山県内水面漁場管理委員会
議事録

令和4年5月25日（水）

【第242回岡山県内水面漁場管理委員会】

1 日 時 令和4年5月25日（水）13時30分～15時03分

2 場 所 児島湾漁村センター
岡山市北区丸の内一丁目9番6号

3 出席者

[委 員]

会 長	加藤 卓夫		
副 会 長	友保礼次郎		
委 員	小上 廣	小椋 啓吾	
	高野 宏	畠山 洋子	
	三村 聚	山野井英夫	
		計8名	

[水産課]	水産課長	石飛 博敏	総括副参事	濱崎 正明
	主 幹	弘奥 正憲	技 師	角田 成美

[事務局]	事務局長	清水 生三	副 参 事	古村 振一
-------	------	-------	-------	-------

4 審議事項

第1号議案	第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について
(結果)	原案どおり承認
第2号議案	漁業権の一斉切替方針について
(結果)	原案どおり承認

報告事項

増殖指示量の再検討に向けた河川調査について

5 内 容

【清水局長】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただ今から第242回岡山県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

私は、本年度からこの委員会の事務局をさせていただいております清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。その他の事務局と水産課の異動につきましては、本日お配りしております資料の最後に添付しておりますので、後程御覧ください。なお、事務局担当職員が弘奥から古村に変更となっております。

本日の出席委員は8名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。それでは、加藤会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【加藤会長】

議事に入ります前に、議事録の署名委員さんを指名させていただきます。小上委員、高野委員よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について」審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

【清水局長】

令和4年5月6日付けで、知事から会長あてに「第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について」の諮問がまいっております。漁業法第170条第4項の規定に基づき、遊漁規則の変更についての意見を求めるという案件でございます。内容について、水産課から説明をいたします。

【角田技師】

(第5種共同漁業権遊漁規則の変更について説明した。)

【加藤会長】

ありがとうございます。遊漁規則の変更が3点ございます。1つ目のリールを使用したルアー・フライ釣り可能区域の拡大について、御質問、御意見をよろしくお願いいたします。

【三村委員】

加茂郷漁協では、ルアー・フライ釣りを制限していたのですか。

【濱崎総括副参事】

加茂郷漁協では、区域を限定してルアー・フライ釣りを解除していたということが正しいと思います。今回その区域を拡大するということです。

【三村委員】

ルアー・フライ釣りを制限している漁協は、他にありますか。

【濱崎総括副参事】

湯原漁協が、特別放流区としてフライ釣りの専用区を設定しています。

今回拡大する場所は、黒木ダムの上流になります。ダムの上流に黒木キャンプ場があり、キャンプ場を訪れる方の中に、手軽にできるルアー・フライ釣りをする方が増えています。現在、黒木ダムの一部でしかルアー・フライ釣りができないので、上流まで区域を広げて欲しいという要望が多く寄せられたと伺っております。

【畠山委員】

要望は、具体的にどこから、どのような方が行ったのですか。

【濱崎総括副参事】

キャンプに来た人とか、加茂郷漁協管内の遊漁者からもルアー・フライ釣りの区域を増やして欲しいという要望が、漁協にありましたので要望に応え、区域を広げたいということです。

【山野井委員】

今までは、ダムでしかルアー・フライ釣りができなかったが、上流まで出来るようにすると言うことですね。ダム周辺は足場が悪いし、ボートでもないと釣りが出来ない。

【濱崎総括副参事】

はい、そうです。

【友保副会長】

ルアー釣りの人は鑑札（遊漁証）を持たないで釣りをしている人が多いと思います。特に若い人は、どうして遊漁証が必要なのかという人もいます。

【三村委員】

小学生は、ほとんど餌釣りはしません。ほとんどがルアー釣りです。

【加藤会長】

将来的にルアー・フライ釣りは、拡大していくのですか。

【友保副会長】

釣り人口は、減ってきています。高齢化もあって釣り人の絶対数が減っており、特に若い人が少なくなっています。しかし、ブラックバスは若い人が多いようです。

子供は、ブラックバスを釣るには遊漁証はいらないのに、アユを釣るには、なぜ遊漁証は必要なのかという考え方を持っています。大人になってもその考え方が継続しているようです。

【加藤会長】

逆にそういった声を封じるためにこういう規則の中に組み込んで秩序を保つという方向性はあるかもしれないですね。

【友保副会長】

元々、岡山県でアユのルアー釣りは、除外するという話もありましたが、少しの間様子を見ましようというのが発端だったと思います。遊漁証を持たないで、ルアー釣りで無秩序にアユを釣ることは予想していました。

【加藤会長】

対象魚種は、ニジマス、アマゴですか。拡大する区域は、通常の餌釣りと、ルアー・フライ釣りの両方できるのですか。

【濱崎総括副参事】

今回拡大するのは本流筋だけで、支流は餌釣りに限定するということでした。溪流釣りは下流から上流に上りながら釣って行くため、下流に釣り人が入ったらもう釣れないので、本流筋だけであれば問題ないだろうと伺っております。

【加藤会長】

他にございませんか。

【全委員】

ありません。

【加藤会長】

網漁業、視水器の禁止区域を拡大し、釣り専用区を拡張する件ですが何かありますか。こういうのは以前にもありましたよね。

【濱崎総括副参事】

はい、ありました。

【加藤会長】

他にありませんか。

【全委員】

ありません。

【加藤会長】

アユの遊漁期間の前倒しについて御意見、御質問をお願いいたします。

【友保副会長】

加茂郷漁協は、7月1日でしたか。

【濱崎総括副参事】

これまでは7月1日以降、公示で定めるとしていました。

【加藤会長】

昨年はいつでしたか。

【濱崎総括副参事】

7月4日の日曜日でした。

【友保副会長】

私は大賛成。解禁日を遅くすると、冷水病が発生してアユがいなくなる。冷

水病が出る前に解禁した方が、少しでもアユが釣れるから良いと思う。

【加藤会長】

この漁場はのアユは放流魚のみですか。

【濱崎総括副参事】

かなり上流部になりますので、遡上のアユはゼロではないと思いますが、かなり少ないと思います。

【友保副会長】

アユの遊漁期間の前倒しについては、反対する理由がありません。

【加藤会長】

冷水病かかりやすい水温になる前に、アユの解禁を早めるということですね。

【友保副会長】

無菌の種苗を放流しても水温が16～17℃上がると、冷水病が発症します。

【山野井委員】

冷水病の菌が、河川中に定着しています。もともとサケ科の魚で発見された病原菌です。

【加藤会長】

解禁日を早めることが、現状に合っているというのが皆さんの意見ですね。アユ解禁日が7月以降になっている漁協は、どれくらいあるのですか。

【濱崎総括副参事】

今年度は、旭川水系の湯原漁協、旭川北漁協が7月1日、それ以外の漁協は全て6月となっています。

【加藤会長】

他の漁協は、すでに6月にアユの解禁をされていて、解禁を変更するという漁協はありますか。

【友保副会長】

解禁日を早めにする傾向はあります。

【濱崎総括副参事】

加茂郷漁協は、6月1日以降で、組合で公示をして決めるとのことです。今回の認可を想定して6月19日を予定していると聞いています。

【加藤会長】

3つ全てよろしいですか。それでは、この3点につきまして原案のとおり承認しまして、答申をしてよろしいか。

【全委員】

異議なし。

【加藤会長】

続きまして第2号議案、漁業権の一斉切替方針について、水産課から説明を

お願いします。

【角田技師】

(岡山県内水面漁業権一斉切替方針について説明した。)

【加藤会長】

はい、ありがとうございます。

現在22件の漁業権が来年度に一斉更新となります。令和6年の1月免許に向けて、公聴会、答申等が内水面管理委員会の役目となっています。何か御質問をお願いします。

【山野井委員】

放流が難しい魚種、モクズガニ、テナガエビ、スッポン、ウナギ。放流に変わる増殖方法はどんなことを考えているのですか。

【濱崎総括副参事】

基本は、種苗放流となりますが、例えばテナガエビはソダを沈めるとか、ハエの産卵場造成などを組み合わせて考えております。第5種共同漁業権の免許の要件は、増殖行為をしなければならないとされているので、制度上増殖が必要となっています。増殖の効果的な方法を今後検討していかなければならないと思っております。

【加藤会長】

岡山県だけの問題ではないが、代替の増殖方法は難しいですね。

【石飛課長】

山野井委員の質問は、放流に変わる増殖行為がどの程度効果があるのかという御質問だと思います。

放流に変わる増殖行為の効果というところまでは、追えていないというのが実態であります。ただし、その増殖行為をすれば種苗放流に換算すると、何キログラム程度になるという計算のうえで指示をしております。

【友保副会長】

伝わってきた話ですけど、例えば成魚放流については、放流量に換算しないというような話を聞きましたが、どうなのですか。

【濱崎総括副参事】

国からの技術的助言の中に、成魚放流は増殖に含めないとは書かれていません。

【友保副会長】

成魚放流は増殖に含めないという方向性に持って行くという情報は入っていませんか。

【濱崎総括副参事】

今のところ、入っていません。

【加藤会長】

友保副会長の言っているのは、アユの冷水病対策のことではないですか。

【濱崎総括副参事】

解禁前に成魚放流してすぐ釣られてしまうと増殖に繋がらないことを言っていると思いますが、それを認めませんという方針は聞いていません。

【友保副会長】

内漁連に情報が入ってきたと聞きました。そういう話があればまた情報提供してください。

【濱崎総括副参事】

はい。

【加藤会長】

10年前の一斉更新時に漁場区域は減ったのですか。

【濱崎総括副参事】

漁場全体で見ると減りました。水量も減り、河川の状況が10年経って悪くなり、増殖に適しているかどうかの観点で現地調査等を行った結果、漁業権区域を縮小したところが多くありました。一部、新たに加えたり、延長したところもありますが、全体的に見ると減っております。

【加藤会長】

現場を確認に行く作業は大変ですね。区画漁業権の復活の要望は出てきているのですか。

【濱崎総括副参事】

今のところありません。

【友保副会長】

昔、うちの管内の池で地元が区画漁業権を取得していましたが、更新していません。

【加藤会長】

昔は、ため池でニシキゴイ養殖の漁業権が相当数あったと思います。それが前回、ゼロとなっています。

【濱崎総括副参事】

ニシキゴイを養殖するために、ため池に設定されていた区画漁業権は、コイヘルペスの関係でなくなったようです。

【高野委員】

「利害関係人の意見聴取」が今回新たに加えられましたが、利害関係人とは具体的にどういった人を想定しているのですか。

【濱崎総括副参事】

漁業権を免許しようとしている場所で、漁業以外で何かを行っている関係者

を想定しています。基本は海面関係のことを内水面に移行したものです。海面であれば船舶の航行等を想定しています。広く意見を聴きなさいという趣旨で加えられたようです。

【高野委員】

意見をホームページや郵送で受け付けることになりますが、その前に漁業権の区域が示されることになりますね。

【濱崎総括副参事】

はい。

【加藤会長】

意見が出たときには、公聴会の開催に繋がってくるんですか。

【濱崎総括副参事】

漁場計画の案を作成する前の段階で、広く意見を聴くという規定となっており、その意見について県は、回答をしなければならないことになっています。

このような手続きが入った背景は、漁業権の免許に至るプロセスが非常にわかりにくいという意見があって、それをオープンにするという観点で、利害関係人の意見聴取をきなさいという規定が加えられています。

会長が言った公聴会で意見を言うこともありますが、案を作る前の段階で広く意見を聴くことになっています。

【加藤会長】

今までは、県公報に載せて公聴会で意見を聴くというスタンスであったが、今回からはホームページで意見を聴くことになるから、いろんなことを言う人がいる可能性があるのではないかと考えています。そのことは、公聴会で言ってくださいとか、あなたの意見は間違ってますよと言って納得してもらえるのか、それが気になっています。

【濱崎総括副参事】

ホームページに出された意見については、検討を加えて回答する必要があります。その中身によっては、公聴会に来ていただくということもあるかと思えます。

【友保副会長】

公聴会に出席してきた事例は、過去にありましたか。

【濱崎総括副参事】

はい。平成15年の更新時にあったようです。

【加藤会長】

農業者と漁業者とのトラブルがありました。ホームページで意見を聞くと、多くの意見が出ると考えています。それに回答するというのは非常に大変な作業になる可能性がありますね。

【石飛課長】

第1段階は出された意見を県が整理して、それをもとに漁場計画を作成します。それが納得いかないということで、その意見を再度公聴会で述べる可能性はあると思います。

【濱崎総括副参事】

自分が利害関係人であるということを示した上で、意見を言うことになっております。

【加藤会長】

ありがとうございます。他に何かありますか。ないようでしたらこの件についてはよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【加藤会長】

続きまして、報告事項ですが、増殖指示量の再検討に向けた河川調査について事務局から説明をお願いします。

【弘奥主幹】

(増殖指示量の再検討に向けた河川調査について説明した。)

【加藤会長】

ありがとうございました。ただいま説明がありました中間報告でしたが、何か御質問等はありませんか。

【山野井委員】

適正な増殖指示量ということは解りますが、結局は現在の指示量が多すぎるのではないかということになるのですか。

かつては、県内でアユを60トン放流して400トン漁獲されておりました。現在は30トン程度で100トンも漁獲されていません。指示量を減らしてもいいことになる、もっとアユが獲れなくなるのではないのでしょうか。

【濱崎総括副参事】

考え方は、現状の増殖指示量を計算している基礎数値が適正なのかについて調査をやっておりまして、まず、現状がどうなのかを調査しています。まだ、増殖指示量が多いとか少ないとかいうところまで分析、検証ができていない状況です。

【友保副会長】

前回の増殖指示量の時も、これを適用したのですか。

【濱崎総括副参事】

はい。

【友保副会長】

10年前と比較して、河川環境は良くはなっていません。算出の根拠として数字が必要なことは解りますが、やっぱり一番問題になるのは漁協の財政状況だと思います。環境がいくら良くても、お金がないと放流できません。それを考慮してほしいと思います。

【濱崎総括副参事】

今回の調査は、アユの生息環境がどのようになっているのかを実際にデータを取って調査しているところです。増殖指示量決めるときに調査した数字をベースに検討するの必要はありますが、漁協の経済的な問題は認識しております。

【加藤会長】

最終的には、調査結果がまとまりましたら、当委員会を開催して改めて皆様に議論していただきたい。今日配られている資料に、目を通してもらって、また御意見をいただきたいと思います。友保副会長が言われたように、財政的な所を考慮するということであれば、皆さんの御意見を伺いながらそういうのも加味したことを考える必要があるかと思います。事務局から何かありますか。

【古村副参事】

ありません。

【加藤会長】

それではこれもちまして、第242回内水面漁場管理委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

終了時刻：15時03分

上記のとおり議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証する。

令和4年5月25日

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員
